

受付印

6

生駒 市長

令和 6 年
0 西暦10 月 1 日
提出給
与
支
払
義
務
者所
在
地
名
称

〒 630 - 0288

生駒市東新町8-38

〇×商事株式会社

個人番号又は法人番号
(右詰めでご記入ください)

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

担
当
者課
係
氏
名
電
話
内
線

人事課 給与係

生駒花子

0743-74-1111

288

5
年
度
指
定
番
号

7 0010009

宛
名
番
号

1

6
年
度
指
定
番
号

7 0010009

宛
名
番
号

1

給 与 所 得 者	フリガナ	イコマ イチロウ		新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望 のみによる普通徴収への 切替はできません。	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ※必ず下欄も 記載してください	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	
	氏名	生駒 一郎					例) 11月10日納期の場合→10月分	6 月分 9 月分					10 月分 5 月分
	生年月日	1 明治 2 大正 ③ 昭和 4 平成 5 令和 0 西暦	32 年 7 月 21 日										
	個人番号	1 2 3 4 5 × × × 6 7 8 9											
	住所	1月1日 現在		生駒市本町3-11			360,000	120,000					240,000
	異動後	同上							令和 6 年 9 月 30 日	番号を記入 1 ←	1. 退職 2. 転勤・転籍 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他 (下↓にその理由記載)	下記の番号 のみ記入→ ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	控除社会 保険料額 200,000
											退職所得等の支払額 (支払予定額)	動続年数	
											10,000,000 円	20 年	

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収をする場合に記入してください。）※新しい勤務先への連絡が必須です※

(特別徴収義務者)	新しい勤務先 所在地 名称	〒		－		特別徴収指定番号	納入書の 同封	氏名 氏名 電話	氏名 氏名 電話	新しい勤務先へは、 月割額 円を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。
		新規	←新規の場合は選ぶ		1 必要 2 不要					
		7								
		法人 番号								※新しい勤務先が法人の場合は、 ご確認のうえ記入してください

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定額 (ウ)と同額 を右覧に記入	左記の一括徴収した税額は、 円分(翌月10日納期) で納入します。
-------	--	---------------------------	--------------------------------------

③普通徴収の(一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	※異動年月日が1月1日～4月30日の場合や、海外へ転出される場合などは、原則一括徴収してください。	1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため 3. その他 ()
-------	---	--

注 意 事 項

- ・この書類の提出期限は原則該当の従業員等の異動があった翌月10日までです。
- ・該当の従業員の死亡退職の場合は、『代表相続人届』
国外に出国される場合は、『納税管理人届』の提出が必要です。
詳しくは市町村にお問い合わせください。